



佐賀県公報

平成19年
10月31日
(水曜日)
第 12976号

目 次

告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年を健全に育成するうえで優れている映画の推奨 (五九一・こども課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (五九二・長寿社会課) 一

- 介護保険法に基づく種畜證明書の交付 (五九三・畜産課) 一

(五九四・畜産課) 二

(五九五・道路課) 四

(五六九・〃) 一

(五六七・〃) 四

(五九七・〃) 四

(五九六・〃) 四

(五九八・〃) 四

(五九九・〃) 四

- 道路の供用開始 (文化課) 六

公 告

- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商工課) 五

(土地対策課) 五

(農地整備課) 五

- 公共測量の終了 (〃) 六

- 県営本桜地区土地改良事業計画決定 (〃) 六

- 三瀬地区大谷換地区換地計画 (〃) 六

正 誤

- 平成十九年三月十四日付け佐賀県公報第一二八七八号中訂正 (文化課) 六

○ 告 示

● 佐賀県告示第五百九十一号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第六条の規定により、青少年を健全に育成するうえで特に優れている映画として次のものを推奨する。

● 佐賀県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百二十三条の規定により、次のとおり当該指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	医療法人あおぞら胃腸科デイケアセンターひまわり	唐津市浜玉町浜崎八百三番地	平成一九・三〇

推奨番号	題 名	製作・配給会社名	推奨区分	推奨理由
19-1	大ちゃん、だいすき。 (製作) 有限会社ゴーゴー (配給) 映画社 株式会社九州共同	小学生(中学年) 向、家庭向、その他		障害をもつた子とともにひたむきに生きる両親や兄妹の家族の愛と絆、まりの人々の温かさを描いた作品であり、情操を高め、豊かな人間性の啓発に役立つものとして、青少年を健全に育成するうえで特に優れているものと認められる。

佐賀県知事 古川 康

おり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十九年十月三十一日

おり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。
平成十九年十月三十一日

●佐賀県告示第五百九十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した旨、農林水産大臣から通報があつた。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川康

二
豚

第一三 号	佐賀 県一 平一 九	第二 号	佐賀 県一 平一 九	第一 号	佐賀 県一 平一 九	第一〇 号	佐賀 県一 平一 九	第九 号	佐賀 県一 平一 九	第八 号	佐賀 県一 平一 九	第七 号	佐賀 県一 平一 九	第六 号	佐賀 県一 平一 九	第五 号	佐賀 県一 平一 九	第四 号	佐賀 県一 平一 九	第三 号	佐賀 県一 平一 九					
	一二九二 一一八八		一二九二 二三〇六		一二八二 五八五		一三	二八二 五八五		一五	二八二 二九五		一一	二八二 四九一		一四	二七二 五三三		一	二八二 四一六		一二	二八二 四二四		一一	二八二 三四七
"	"	"	"	クロ デ ツ ユ	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
六 ・ 二 三 一 八 ・	平 成 一 四 八 ・	七 ・ 平 成 一 四 八 ・	二 平 成 一 八 ・	二 平 成 一 八 ・	六 ・ 二 六	平 成 一 七 ・	二 平 成 一 七 ・	二 六	平 成 一 七 ・	二 平 成 一 七 ・	二 平 成 一 七 ・	二 六	平 成 一 七 ・	一 一 ・ 一 五	平 成 一 七 ・	一 一 ・ 一 〇	平 成 一 七 ・	一 一 ・ 一 九	平 成 一 七 ・	七 ・ 平 成 一 七 ・						
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			

第二四 号	佐賀 県一 平一 九	第二三 号	佐賀 県一 平一 九	第二二 号	佐賀 県一 平一 九	第二一 号	佐賀 県一 平一 九	第二〇 号	佐賀 県一 平一 九	第一九 号	佐賀 県一 平一 九	第一八 号	佐賀 県一 平一 九	第一六 号	佐賀 県一 平一 九	第一五 号	佐賀 県一 平一 九	第一四 号	佐賀 県一 平一 九			
五 五 三 九 〇 六	〇 五 一 一 六 一 二	サ ガ エ ル	三 〇 五 一 〇 八	サ ガ エ ル	一 ツ ク ブ レ ス	三 四 一 エ ク ス	〇 五 一 〇 九 三 四	〇 四 一 一 一 二	サ ガ エ ル	六 〇 三 〇 ラ	イ ト ウ エ イ シ	〇 四 三 五 〇 七	サ ガ エ ル	一 〇 四 〇 〇 五	〇 五 一 一 七 一	サ ガ エ ル	一 四	二 九 二 一 九	一 一	二 九 二 三 四 九	一 三	二 九 二 三 五 四
"	一 ド ス レ	ラン	ク ロ デ ツ ユ	一 ド ス レ	ラン	一 シ ヤ ク	大 ヨ	"	"	"	"	"	"	一 ス レ	ラン	"	"	"	"	"	"	
三 平 成 一 七 ・	三 平 成 一 七 ・	八 ・ 二 八	平 成 一 六 ・	一 平 成 一 六 ・	五 平 成 一 九 ・	一 平 成 一 六 ・	三 平 成 一 七 ・	五 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	三 平 成 一 八 ・	五 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・	一 〇 平 成 一 八 ・				
"	佐 賀	静 岡	佐 賀	静 岡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐 賀	"	"	"	"	"	"		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二 級	"	"	"	"	"	"		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐 賀 県 畜 産 試 験 場	武 雄 市 山 内 町 大 字 宮 野 二 三 四 二 番 地 二	"	"	"	"	"			

●佐賀県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十一号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月三十一日

七山厳木線		県道	道路の種類 及び路線名
		区間	道路
		変更前	の区
唐津市厳木町平之字詰の本一〇	○四番四地先から	唐津市厳木町浦川内字柏葉一四	唐津市厳木町平之字詰の本一〇
唐津市厳木町平之字詰の本一〇	○四番四地先から	九九番一地先まで	唐津市厳木町浦川内字柏葉一四
前		後	変更前
七・四	九・七	一一・八	三九・三
五四・三		五三・三	メートル員
			メートル
			延長

●佐賀県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月三十一日から平成十九年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川康

県道 中野武雄線		一般国道 四九八号		道路の種類 及び路線名	
区	間	道	路	の	域
武雄市朝日町大字中野字土井下	一〇六七三番一地先から	武雄市朝日町大字中野字中小路	一〇六一三番一地先まで	武雄市朝日町大字中野字土井下	一〇六一三番一地先まで
一〇六七三番一地先から	武雄市朝日町大字中野字中小路	一〇六一三番一地先まで	武雄市朝日町大字中野字土井下	一〇六三一番一地先から	武雄市朝日町大字中野字土井下
前	後	前	後	後の別 変更前	幅員 メートル
一一・八	三一・八	一二・三	三〇・二	一四・八	一七・六
一一・八	三一・八	一二・三	三〇・二	八・三	六三四・七
一一・八	三一・八	一二・三	三〇・二	六三四・三	延長 メートル
一一・八	三一・八	一二・三	三〇・二	一八二・五	一一・八

●佐賀県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月三十一日から平成十九年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝口町大字中野字土井下1〇番地1 地先並び 武雄市朝口町大字中野字中小路1〇番地111番地	平成19・10・11
県道 中野武雄線	武雄市朝口町大字中野字土井下1〇番地111番地 地先並び 武雄市朝口町大字中野字土井下1〇番地111番地	=
○△■		
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第6条第5項の規定により 次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定によ り公告します。		
平成19年10月31日		
1 届出者の氏名及び住所 有限会社天洋興産 代表取締役 大隈 裕一郎	佐賀県知事 古川 康	
2 大規模小売店舗の名称及び所在地 紳士服のフタタ佐賀南バイパス店		
3 佐賀市本庄町大字本庄8番地		
平成19年10月31日		
1 紹介書類を次のとおり縦覧に供します。 なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事 に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成19 年12月14日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234 番地1）に提出してください。		
2 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（ため池等整備）本桜地区の土地改良事業計画書の写し		
3 縦覧の期間 平成19年11月1日から平成19年11月29日まで		
4 縦覧の場所 3		
5 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積 1,016平方メートル		
6 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積 940.11平方メートル		
7 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日		
8 平成19年10月16日		
9 測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項 の規定により、国土交通大臣から公共測量の終了について次のとおり通知があつ た。		
10 平成19年10月31日		
11 作業種類 公共測量（街区点測量）		
12 作業期間 平成17年7月1日から平成19年3月31日まで		
13 作業地域 平成17年度着手 佐賀市 平成18年度着手 なし		
14 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地 改良事業（ため池等整備）本桜地区の計画を定めたので、同条第5項の規定に より関係書類を次のとおり縦覧に供します。		
15 なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事 に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成19 年12月14日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234 番地1）に提出してください。		
16 平成19年10月31日		
17 佐賀県知事 古川 康		
18 平成19年10月31日		
19 佐賀市本庄町大字袋字一本柳297-1、298-10		
20 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積 1,016平方メートル		
21 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積 940.11平方メートル		
22 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日		

基山町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）三瀬地区大谷換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年12月14日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成19年10月31日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備）三瀬地区大谷換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年11月1日から平成19年11月29日まで
- 3 縦覧の場所
佐賀市役所

○ 書類

平成十九年11月十四日付の佐賀県公報第一一八七八号中記正

頁	箇所	認	正
6	佐賀県重要文化財の表の所 在地の欄の左から一行目か ら二行目まで	佐賀市城内一丁目十五番 二三郎 佐賀県立博物館	西松浦郡有田町戸松ノ11 100-1 佐賀県立九州陶磁文化館

購読料 1か年311・1100円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷